

愛知県医師少数区域経験認定医師医療施設支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県医師少数区域経験認定医師医療施設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業実施要綱（令和2年7月9日付け医政発709第4号厚生労働省医政局長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 医師少数区域経験認定医師（※1）に対して、医師少数区域等（※2）での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ることを目的とする。

（※1）医師少数区域等に一定期間（6か月以上）勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った方であって、当該医師の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けている医師

（※2）医療法（昭和23年法律第205号）（以下「法」という。）第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めたもの。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、医師少数区域等に所在し、医師少数区域経験認定医師が在籍する病院又は診療所とする。

(交付額の算出方法)

第4条 補助基準額、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとし、次により算出された額を補助額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする（ただし、算出された額の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）。

(1) 別表の第1欄に定める種目ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(申請手続)

第5条 規則第3条の規定による申請書の様式は、別紙様式1のとおりとし、その提

出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書等の提出期限は、別に定める。

(補助金等の交付の決定)

第6条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 関係書類については、次のとおり取り扱わなければならない。

ア 対象医療機関が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する。

イ 対象医療機関が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、別紙様式5のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業者から実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を確認し、規則第14条に規定する補助金の額の確定を行い、補助金を交付すべきと認

めたときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合は除く。）は、別紙様式9により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、知事は当該仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額を返還させることがある。

附 則

この要綱は、令和6年8月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

1 種目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
研修 受講経費	認定を受けた医師1人当たり 次により算出された額 (1)研修受講料 10,000円×勤務月数 (2)旅費 県内 2,000円×勤務月数 県外 12,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 ・旅費 ・雑役務費（研修受講料）	10/10
専門書 購入経費	認定を受けた医師1人当たり 54,000円	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 ・備品費（図書）	10/10
他病院 勤務経費	認定を受けた医師1人当たり 県内 4,000円×勤務月数 県外 24,000円×勤務月数	認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業に必要な次に掲げる経費 ・旅費	10/10